

報告第三号

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について
右を報告する。

平成二十二年五月三十一日

提出者 杉並区長 山田 宏

地方自治法第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定により指定された契約金額の増減について左記のとおり専決処分をしたので、同条第二項の規定により報告する。

記

一 件名及び契約名 平成二十一年第二回杉並区議会定例会において議案第五十号により議決を得た「特別区道第二一〇一―一号線電線共同溝設置工事（一期）」

二 金額の変更
議決を得た契約金額 金二億五百六万五千円
変更後の契約金額 金二億四千四百三十九万四千八百五十円
契約金額の増額 金三千九百三十二万九千八百五十円増

三 変更理由

既設埋設管の状況が予測よりも錯綜していたことにより特殊部及び管路部工事の進捗が遅れたことに加え、交通管理者との協議により施工時間帯の変更及び交通整理員の増員が必要となつたことにより、安全費等が増額となつたため

四 専決処分年月日

平成二十二年五月二十日